

令和8年6月定例会

総務委員会資料

( 財政部 )



## 秋田市市税条例の一部改正について

### 1 条例改正の概要

#### (1) 事業所税の課税団体の指定の取消し

##### ア 課税団体の要件

事業所税を課税することができる都市は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口が30万以上の政令で指定する都市であり、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の15の規定により、秋田市が指定されている。

##### イ 最近の国勢調査の結果

令和8年5月29日に総務省告示第208号で令和7年国勢調査の人口速報集計による令和7年10月1日現在の秋田市の人口が29万3,588人となったことが公表された。

ウ 令和8年6月25日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、秋田市の課税団体の指定が取り消された。

#### (2) 改正条例の内容

ア 事業所税に係る規定を削る。

イ その他規定の整備をする。

### 2 施行期日等

(1) 公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年5月29日から適用することとする。

(2) 令和8年5月29日の属する事業年度の直前の事業年度分までの法人の事業等に対して課する事業所税については、なお従前の例によることとする。

秋田市市税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 第1章および第2章 (略) <u>第3章 入湯税 (第123条—第133条)</u></p> <p>附則 第1条および第2条 (略) (税目) 第3条 (略) 2 市税として課する目的税は、<u>入湯税</u>とする。</p> <p>第4条～第11条の3 (略) (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の4の2もしくは第33条の4の5(第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の5の4第1項(第33条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の6、第53条、第72条第2項、第85条第1項もしくは第2項、第89条第2項、第92条、第122条の9第1項又は第127条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 第85条第1項もしくは第2項の申告書又は<u>第122条の9第1項の申告書</u>に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第85条第1項もしくは第2項の申告書又は<u>第122条の9第1項の申告書</u>でその提出期限後に</p>	<p>目次 第1章および第2章 (略) <u>第3章 目的税</u> <u>第1節 入湯税 (第123条—第133条)</u> <u>第2節 事業所税 (第134条—第145条)</u></p> <p>附則 第1条および第2条 (略) (税目) 第3条 (略) 2 市税として課する目的税は、<u>次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 入湯税</u> <u>(2) 事業所税</u></p> <p>第4条～第11条の3 (略) (納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の4、第33条の4の2もしくは第33条の4の5(第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の5の4第1項(第33条の5の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6第1項(法第321条の8第34項および第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の6、第53条、第72条第2項、第85条第1項もしくは第2項、第89条第2項、第92条、第122条の9第1項、<u>第127条第3項又は第141条第1項もしくは第2項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号および第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間ならびに第5号および第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略) (2) 第85条第1項もしくは第2項の申告書、<u>第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項もしくは第2項の申告書</u>に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第85条第1項もしくは第2項の申告書、<u>第122条の9第1項の申告書又は第141条第1項も</u></p>

提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第13条～第122条の16 (略)

### 第3章 入湯税

第123条～第133条 (略)

しくは第2項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

第13条～第122条の16 (略)

### 第3章 目的税

#### 第1節 入湯税

第123条～第133条 (略)

#### 第2節 事業所税

(事業所税の納税義務者等)

第134条 事業所税は、事務所又は事業所（以下この節において「事業所等」という。）において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業を行う者に資産割額および従業者割額の合算額によって課する。

2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で令第56条の21第1項で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について同条第2項に規定する特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者および当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

(事業所税の納税管理人)

第135条 事業所税の納税義務者は、市の区域内に住居、居所又は事業所等（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市の区域内に住居等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住居等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生

じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第136条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その交付の日から10日以内とする。

(事業所税の課税標準)

第137条 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間（法第701条の34第6項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下この節において同じ。）の末日現在における事業所床面積（当該課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合には、当該事業所床面積を12で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積）とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 法第701条の40第2項各号に掲げる事業所等において行う事業に対して課する資産割の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

(事業所税の税率)

第138条 事業所税の税率は、資産割にあつては1平方メートルにつき600円、従業者割にあつては100分の0.25とする。

(事業所税の免税点)

第139条 同一の者が市の区域内において行う事業に係る各事業所等について、当該各事業所等に係る事業所床面積（法第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。）の合計面積が1,000平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数の合計数が100人以下である場合には従業者割を課さない。

(事業所税の徴収の方法)

第140条 事業所税は、申告納付の方法によって徴収する。

(事業所税の申告納付の手続)

第141条 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から2月以内に、施行規則第44号様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない

い。

2 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、施行規則第44号様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

3 事業所等において事業を行う法人又は個人で各課税標準の算定期間について納付すべき事業所税額がないもののうち、当該課税標準の算定期間の前事業年度又は前課税期間において納付すべき事業所税額があった者および当該課税標準の算定期間の末日現在における各事業所等の事業所床面積が800平方メートル又は従業者の数が80人を超える者は、第1項および前項の規定に準じて別に定める申告書を市長に提出しなければならない。

（事業所税に係る不申告に関する過料）

第141条の2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（事業所等の新設等に関する申告義務）

第142条 市の区域内において事業所等の新設し、又は廃止した者で市長が定めるものは、当該新設又は廃止の日から1月以内に、当該新設又は廃止に係る事業所等の所在地、床面積、従業者数その他市長が必要と認める事項を記載した別に定める申告書を市長に提出しなければならない。

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者で市長が定めるものは、新たに貸付けを行うこととなった日から1月以内に、当該事業所用家屋の所在地、床面積その他市長が必要と認める事項を記載した別に定める申告書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告を行った者は、その申告した事項に異動が生じた場合においては、当該異動が生じた日から1月以内に、別に定める申告書を市長に提出しなければならない。

（事業所等の新設等に係る不申告に関する過料）

第143条 前条の規定により申告をすべき者が、同条の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定め

る。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その交付の日から10日以内とする。

(事業所税の減免)

第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該事業所税の年度、納付額、納期限、減免を必要とする事由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(事業所税に係る不足税額等の納付手続)

第145条 事業所税の納税義務者は、法第701条の59、第701条の61又は第701条の62の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書に指定する納期限までに、納付書によって納付しなければならない。